

福祉

児童福祉・母子福祉

問合せ先／本庁 子育て支援課

各支所 健康福祉課

●児童手当

対象者	支給額（月額）	支給方法	支給時期
小学6年生（12歳到達後最初の3月31日）までの児童を養育している方	第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子以降 10,000円 ※3歳未満は一律10,000円	認定請求をした日の属する月の翌月分から、支給事由の消滅した日の月分まで支給されます。（口座振込）	2月、6月、10月にそれぞれの前4カ月分が支給されます。

※受給されるためには認定請求書などの提出が必要です。ただし、所得制限など要件があります。

※転入された方で前住所地において手当を受給されていた場合でも、新たに手続きが必要です。

※手当を受給されている方は、毎年6月に受給要件を確認するために現況届を提出していただきます。

●児童扶養手当

対象者	支給額（月額）	支給時期
父のいない家庭または父が国民年金の1級障がい程度の重度障がい状態にある家庭で18歳到達後最初の3月31日までの児童（中程度以上の障がいがある場合は20歳未満まで）を養育している方	（全部支給）月額41,720円 （一部支給）月額9,850円～41,710円 2人目月額 5,000円加算 3人目以降月額 3,000円加算 （年金との併給はできません）	4月、8月、12月にそれぞれの前4カ月分が支給されます。

※受給されるためには認定請求書などの提出が必要です。ただし、所得制限など要件があります。

※手当の受給資格者は、毎年8月に受給要件を確認するために現況届を提出していただきます。

※受給権の消滅事由（婚姻など）が発生した場合は、速やかに届け出をしてください。届け出がないと返還金が発生する場合があります。

●父子家庭奨学金

児童が、不慮の事故および病死または離別により母などを失った場合、その児童に対して奨学金を支給する制度。

●母子家庭奨学金

母子家庭の児童（乳幼児から高校生）を対象に奨学金を支給する制度。

●母子家庭自動車運転免許取得助成事業

母子家庭の母が、自動車運転免許証を取得した場合、教習費などの一部を助成する制度。市に6カ月以上居住（住民登録などを要する）など支給要件有。

●子育て支援事業

事業名	支給額	支給要件	その他
子宝祝金支給事業	出生児1人につき 5万円	出産時に南丹市区域に居住(住民登録など)されている方	申請に必要なもの：印鑑・預金通帳(申請者名義のもの) 支給方法：口座振込
入学祝金支給事業	小学校入学 3万円 中学校入学 4万円	入学時に南丹市区域に居住(住民登録など)されている方	申請に必要なもの：印鑑・預金通帳(申請者名義のもの) 支給方法：口座振込 ※南丹市立以外の小・中学校入学の場合は、在学証明書または学生証のコピーが必要です。
子育て手当支給事業	第1子 2,000円(月額) 第2子 3,000円(月額) 第3子以降 5,000円(月額) ※申請をした日の属する月の翌月から満5歳に達する日の属する月分まで支給	南丹市区域に引き居住(住民登録など)されている方	支給方法：6カ月ごとに支給。(9月・3月末) 申請に必要なもの：印鑑・預金通帳(申請者名義のもの) 支給方法：口座振込

●子育てサポート派遣事業

妊産婦期から義務教育終了までの子育て期にある家庭で、育児疲れなどで子育てが困難な世帯に対して、子育てサポーターを派遣して子どもの世話や家事などの必要な援助を行い、すこやかな子どもの成長を支援します。派遣を希望される方は申請してください。

派遣時間：原則として午前8時30分から午後5時までの間で、1日につき4時間、1週につき6日延べ18時間を越えない範囲。ただし日曜日、祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)は派遣を行いません。

申請に必要なもの：母子健康手帳、印鑑

●子育て支援センター 《気軽に相談でき、気軽に親子で遊べるところ》

子育てに不安や悩みを抱えておられる方も少なくない中で、子育て中の親が子どもと一緒に気軽に集い、遊び、触れ合い、相談できる「親子の育ちの場」を提供しています。

施設名	場所	電話番号
南丹市子育てすこやかセンター	南丹市園部町小桜町43番地2	(0771) 68-0082

●福祉相談支援窓口

家庭や親子関係などの児童に関する悩み、高齢者の生活支援や障がい者の生活支援などの悩みについて、気軽に相談いただけるよう福祉事務所に専門相談員を配置しています。

児童、母子、障がい者や高齢者に関して気にかかること、心配なことなど、どんな小さなことでも気軽にご相談ください。

場所	南丹市役所2号庁舎 福祉事務所内 (南丹市園部町小桜町47番地) ・TEL (0771) 68-0028 ・FAX (0771) 68-1166
相談日時	月曜日から金曜日まで(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分
相談方法	・直接お越しになっても、電話でのご相談でも結構です。 また、FAXや手紙によるご相談も受け付けています。 ・相談内容や個人の秘密は堅く守りますのでご安心ください。 ・相談についての費用は無料です。

●ファミリー・サポート事業

ファミリー・サポート・センターは、子育ての援助を受けたい依頼者と、子育ての援助をしたい援助者がそれぞれおねがい会員、おまかせ会員として登録し、センター事務局をその橋渡し役として、会員同士が地域の中で子どもの世話を一時的に有料で援助し合う組織です。

おねがい会員	南丹市在住、在勤で生後3カ月から小学校6年生の子どもを保護者
おまかせ会員	自宅で子どもを預かれる人、または保育施設などへの送迎が可能な人（講習必須）
センター事務局	南丹市ファミリー・サポート・センター（南丹市社会福祉協議会） TEL（0771）72-3220
こんなときに	<ul style="list-style-type: none"> ・保育施設の開始前や終了後、子どもを預かってほしい ・学童保育のお迎えをしてほしい ・学童保育の終了後や学校の放課後、子どもを預かってほしい ・保育施設までの送迎をしてほしい ・通院や冠婚葬祭のとき、一時的に子どもを預かってほしい ・買い物などの外出の際、子どもを預かってほしい ・その他、センターが必要と認めたこと
利用時間	午前7時～午後8時（ただし、12月29日～翌年1月3日を除く）
利用料（報酬）の基準	平日：1時間当たり700円 土、日、祝日：1時間当たり800円（いずれも子ども一人当たり）
※お子さんを預かる場所は、原則としておまかせ会員の自宅です	
※会員は、ファミリー・サポート事業の補償保険に加入します（会員の保険料の負担はありません）	

福祉医療

問合せ先／本庁 国保医療課 各支所 健康福祉課

制度	対象者・内容	切替年月日	申請場所	備考
老人医療	65歳以上70歳未満の方で所得が一定の基準額以下の方は、かかった保険医療費の1割の負担で医療が受けられます。	定期判定 毎年8月1日	国保医療課もしくは、各支所健康福祉課で申請してください。	京都府外の病院で受診された方は、市役所に申請することにより、自己負担額を控除した額が給付されます。
母子家庭医療	母子家庭で扶養されている子が18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある母および子で所得が一定基準額以下の方について、かかった保険医療費の自己負担額を市が負担します。			
重度心身障害児者医療	長寿（後期高齢者）医療制度を受給されていない身体障害者手帳1～4級、または療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者で、所得が一定基準額以下の方について、かかった保険医療費の自己負担額を市が負担します。			
重度心身障害老人健康管理事業	長寿（後期高齢者）医療制度受給者で、身体障害者手帳1～4級、または療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者で、所得が一定基準額以下の方について、かかった保険医療費の自己負担額を市が負担します。	定期判定 毎年8月1日	国保医療課もしくは、各支所健康福祉課で申請してください。	京都府外の病院で受診された方は、市役所に申請することにより、自己負担額を控除した額が給付されます。
京都子育て支援医療	0歳児から小学校卒業までの乳幼児および児童は、1カ月1医療機関、200円の負担で医療が受けられます。（小学生については、入院の場合のみ）	外来用受給者証のみ3歳の誕生日の翌月1日	国保医療課もしくは、各支所健康福祉課で申請してください。	

すこやか 子育て医療	小学校～高等学校卒業までの児童は、1カ月1医療機関、800円の負担で医療が受けられます。 ※支給要件：保護者などが南丹市内に居住 ※19歳で高校生の場合は学生証が必要		国保医療課もしくは各支所健康福祉課で申請してく	領収書を申請書に添付提出していただき後日償還払いします。
---------------	---	--	-------------------------	------------------------------

長寿（後期高齢者）医療制度

問合せ先／本庁 国保医療課 各支所 健康福祉課

●対象者

南丹市内にお住まいの75歳以上の方または、65歳以上75歳未満の方のうち一定の障がいがあると認められた方

●医療を受けるとき

医療機関の窓口にて、後期高齢者医療被保険者証を提示してください。一部負担金は、外来、入院とも、かかった費用の1割です。ただし、一定以上の所得がある方は3割負担です。

●医療費が高額になったとき

1カ月の医療費が高額になったときには、申請すると、自己負担限度額を超えた分が後から高額医療費として払い戻されます。（申請は初回のみ必要）また、同じ世帯内に長寿（後期高齢者）医療制度で医療機関にかかっている方が複数おられるときは、一緒に申請することができます。ただし、差額ベッド代、食事代、日用品や保険適用外診療は医療費に含みませんので、払い戻しの対象にはなりません。

●死亡されたとき

被保険者が死亡されたときには、葬祭費として、葬儀を執り行った方に対し、5万円を支給します。申請される際には、後期高齢者医療被保険者証、印鑑、預金通帳など振込先の口座番号が確認できるものがが必要です。

●医療費を全額自己負担したとき

次のような場合は、いったん全額自己負担していただきますが、申請して認められると自己負担分を除いた分について、後から支給を受けられます。

このようなとき	必要なもの
やむを得ない理由で、後期高齢者医療被保険者証を持たずに治療を受けたとき	領収書、診療内容のわかるもの、後期高齢者医療被保険者証、印鑑、振込先口座番号
海外でやむを得ない理由で、診療を受けたとき	領収書、診療報酬明細書（写）、後期高齢者医療被保険者証、印鑑、振込先口座番号
医師の指示により、コルセット・ギプスなどの補装具が必要となったとき	領収書、医師の意見書、装具装着証明書、後期高齢者医療被保険者証、印鑑、振込先口座番号
医師の同意により、はり・灸・マッサージなどの施術を受けたとき	領収書、医師の意見書、後期高齢者医療被保険者証、印鑑、振込先口座番号
医師の指示により、重病人の入院、転院などで緊急的な必要があつて移送されたとき	領収書、医師の意見書、後期高齢者医療被保険者証、印鑑、振込先口座番号

●資格関係の届出（このようなときは、南丹市の窓口で届出が必要となります）

このようなとき	必要なもの
65～74歳の一定の障がいがある方で、長寿（後期高齢者）医療制度に移行される方	現在お持ちの健康保険証、印鑑、身体障害者手帳など
南丹市に転入されたとき	前住所地で発行される後期高齢者医療負担区分等証明書など、印鑑
南丹市から転出されるとき	後期高齢者医療被保険者証、印鑑
氏名、市内での住所が変わったとき	後期高齢者医療被保険者証、印鑑
生活保護を受けるようになったとき	後期高齢者医療被保険者証、印鑑
死亡されたとき	死亡された方の後期高齢者医療被保険者証、印鑑

●交通事故などにあったら

交通事故など第三者の行為によってケガをした場合は、届出をしていただく必要があります。
 ※各種届出・申請は、国保医療課もしくは各支所健康福祉課の窓口で行ってください。

●長寿（後期高齢者）医療制度の保険料について

長寿（後期高齢者）医療制度の保険料は右の額を基準に、被保険者一人一人が納めます。	① 所得割額（前年の所得に応じて計算） ② 均等割額（被保険者一人当たり定額で計算）
<ul style="list-style-type: none"> ・保険料は、年金から差し引いて納めていただく特別徴収と、納付書や口座振替で納めていただく普通徴収のどちらかで納めていただくことになります。 ・所得が低い方は、保険料が軽減される場合があります。 	

●人間ドック助成について

人間ドック助成	健康管理と疾病予防のため人間ドック検査料（基本検診部分）の一部を助成します。自己負担金7,000円。 ※オプションは全額自己負担となります。	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療被保険者証 ・印鑑
---------	---	--

障がい者福祉

問合せ先／本庁 社会福祉課 各支所 健康福祉課

●身体障害者手帳

身体障がい者（児）の方が、障がい者福祉に係る各種サービスを受けるときに必要な手帳です。障がいの程度により1級から6級の区分があります。この手帳は、視覚・聴覚・肢体・心臓・じん臓・呼吸器・直腸・免疫などに一定以上の障がい固定したときに交付の対象となります。手帳の交付には申請が必要です。

●療育手帳

知的障がい者（児）の方が、サービスを受けやすくするために必要な手帳です。知的障がい者と判定された方に交付され、障がいの程度によりA、Bの区分があります。手帳の交付には申請が必要です。

●精神障害者保健福祉手帳

精神障がいの方がサービスを受けるための手助けとして、また指導・相談を受けやすくするために必要な手帳です。障がいの程度により1級から3級の区分があります。手帳の交付には申請が必要です。

●手 当

名称	対象者	支給額	支給時期	備考
特別児童扶養手当	在宅の20歳未満で、身体または精神に重度・中度の障がいのある児童を養育しておられる方	重度障がい児 月額50,750円 中度障がい児 月額33,800円 (1人につき)※	4月、8月、12月にそれぞれ前4カ月分が支給されます。(支給日11日)	所得制限あり
特別障害者手当	在宅で20歳以上の重度重複心身障がい者(常時特別の介護が必要な方)	月額26,440円※	2月、5月、8月、11月にそれぞれの前3カ月分が支給されます。	
障害児福祉手当	在宅で20歳未満の重度心身障がい児	月額14,380円※		
在宅重度身体障害者介護者激励金	20歳以上65歳未満の障がい者で、寝たきりの状態が6カ月以上継続している方を常時介護している方(民生委員の確認必要)	年額60,000円	9月または3月に年額1回支給されます。	非課税の世帯のみ
未成年心身障害者年金	20歳未満で、身体障害者手帳または療育手帳所持者で重度の障がいの方	年額20,000円		

※表示されている金額は平成21年度の額です。(年度によって変更される場合があります)

●医療費助成制度

名称	対象者	助成内容
精神障害者通院医療費公費負担	通院により精神障がいの医療を受けている方	医療費自己負担額一部助成

●各種助成制度

名称	内容	備考
補装具費の支給	身体障害者手帳の交付を受けている方に対して、補装具(補聴器、義手、義肢、義足、盲人安全つえ、車いすなど)の費用を支給します。	原則1割負担(負担上限あり)
日常生活用具の給付	身体障がい者および知的障がい者に対して、特殊寝台、盲人用時計、ストマ用装具などの日常生活用具の給付を行います。	市の基準額を設定。額内に負担なし。
自立支援医療(更生医療)の給付	網膜はく離手術、ペースメーカー埋め込み術、人工関節置換術などが対象。※ただし、18歳未満の児童の場合は育成医療となり、申請は南丹保健所(Tel 62-0361)へお問い合わせください。	原則1割負担(負担上限あり)
有料道路通行料の割引	身体障害者手帳を所持する障がい者が自ら運転する車、または身体障害者手帳・療育手帳を交付されている方で、重度の障がいのある方が乗車し、移動のために介護者が運転する車に限り50%の割引が受けられます。	

NHK受信料の減免	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者が世帯構成員であり、世帯全員が市民税非課税である場合は、全額が免除となります。視覚・聴覚障がい、または重度の障がい者（身体・知的・精神）が世帯主の場合は半額となります。	
自動車運転免許の取得費の助成	身体障がい者が自動車運転免許を取得した場合、教習費の3分の2を助成します。（限度額10万円）	所得制限あり
自動車改造費の助成	自動車の改造が必要な身体障がい者に、要した改造経費を助成します。（限度額10万円）	障がい種別等級・所得制限あり
自動車税の減免	もっぱら障がい者のために使用される自家用自動車を対象に、自動車購入時の取得税と自動車税または軽自動車税が減免されます。	障がい種別等級による制限あり

※制度により制限、要件などがあり、障がい名・等級によっては該当しない場合があります。

● 障害者自立支援法について

これまでは身体障がい、知的障がい、精神障がいといった障がいの種類や年齢により利用できる福祉サービスの内容などが決められていました。

平成18年4月から障害者自立支援法により、どの障がいの方も共通のサービスを地域において利用できるようになっていきます。能力や適性に応じた訓練や、障がいの種類を問わないさまざまなサービスで、自立した地域生活が送れるようサポートしていきます。

（利用者負担の変更、自立支援医療が平成18年4月から始まり、新しいサービス体系への移行が同年10月から始まっています）

● 障害者自立支援法による新しいサービスの仕組みについて

サービスは、障がいのある方々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住などの状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村において、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施される「地域生活支援事業」に大別されます。「障害福祉サービス」は、介護の支援を利用する場合には「介護給付」、訓練などの支援を利用する場合は、「訓練等給付」に位置づけられ、それぞれ利用の手続きが異なります。

● 障害福祉サービス

介護給付	障がい程度が一定以上の方に生活または療養上の必要な介護を行います。 ★居宅介護（ホームヘルプ） ★重度訪問介護 ★行動援護 ★療養介護 ★生活介護 ★児童デイサービス ★短期入所（ショートステイ） ★重度障害者等包括支援 ★施設入所支援
	◎市への申請を受けて、調査・認定審査会を行い、必要なサービス量を決定します。

訓練等給付	身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。 ★自立訓練 ★就労移行支援 ★就労継続支援 ★共同生活援助（グループホーム）
	◎市への申請が必要となります。

※サービスの詳しい内容は、社会福祉課障害者福祉係または各支所健康福祉課へお問い合わせください。

地域生活支援事業	市町村などが障がいのある方を総合に支援する体制を作り、さまざまな事業を行います。 ★相談支援事業 ★コミュニケーション支援（手話通訳・要約筆記奉仕員の派遣など） ★地域活動支援センターの設置 ★日常生活用具の給付 ★移動支援事業 など
----------	--

サービス利用の際、あるいは補装具の交付・修理に際し、原則として定率1割を負担していただきます。ただし、所得に応じて、ある一定金額以上の負担を求めない「月額負担上限」が設定されています。

●南丹市子育て発達支援センター

南丹市子育て発達支援センターは、児童の発達支援や相談、療育事業、日中一時預かり事業を行っています。児童の発達・心理・言語についての相談窓口として子育て発達支援センターをご利用ください。

TEL（0771-62-3150）

■センター開館時間 午前8時30分～午後5時15分

■発達支援相談事業

種別	対象者	事業内容	実施場所	備考
発達相談	心身の発達について専門的な相談を希望する乳幼児・児童	作業療法士、心理相談員による個別相談	南丹市子育て発達支援センター他	要予約。 相談希望があれば、センターまたは、健康課までご連絡ください。
言語相談		言語聴覚士による個別相談		
発達（支援）クリニック		医師による個別相談		

■療育事業（児童デイサービス）

定員	対象者	事業内容	開設日時
20人以内	発達障がい、知的障がい、身体障がいのある就学前の幼児	発達障がいや知的障がい、身体障がいのある幼児を対象に生活習慣やコミュニケーション能力を育む療育を実施	月曜日～金曜日 療育時間： 午前10時～午後2時

■日中一時預かり（地域生活支援事業）

定員	対象者	事業内容	開設日時
20人以内	障がいを理由に日常生活で支援を必要とする小学生以上の児童	障がい児に活動の場を提供し、見守りや日常的な訓練、その他必要な支援を行う	月曜日～金曜日 預かり時間： 午前9時～午後5時

●心身障害者扶養共済

障がいのある方を扶養している保護者が生存中に一定の掛け金を納めることにより、保護者が死亡したとき、または重度障がい者になったとき、その保護者に保護されていた障がい者に終身一定額の年金を支給します。

対象者	身体障害者手帳1級から3級または療育手帳の交付を受けている障がい者を扶養している65歳未満の方など
-----	---

掛金は加入年齢によって異なります。また、世帯の所得状況によっては減免もあり、市も掛金納付額の3分の1を助成します。

●手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣

内 容	手話通訳者・要約筆記奉仕員を派遣し、聴覚言語障がい者の家庭生活および社会生活における緊急時の意思の疎通をはかるものです。 お問い合わせ先・・・ふない聴覚言語障害センター（TEL/FAX：0771-63-6448）
------------	---

●福祉タクシー利用券の交付

内 容	障がい者の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進のため、タクシー利用券を交付します。
対象者	下記の手帳をお持ちの方（所得制限あり） ・視覚1～2級、下肢・体幹1～2級、心臓・呼吸器・ぼうこう・直腸および小腸1級、じん臓1～3級のいずれかの身体障害者手帳をお持ちの方 ・療育手帳Aの交付を受けている方

高齢者福祉

問合せ先／本庁 高齢福祉課 各支所 健康福祉課

●高齢者の生活支援サービス

項目	内容	対象者	負担額・助成額
食の自立支援サービス（配食サービス）	栄養バランスの取れた食事を定期的に提供します。配達時に安否確認を行います。	おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者世帯、または心身に障がいのある方で調理の困難な方	自己負担あり
外出支援サービス	送迎用車両（リフト付など）を使用して利用者の居宅と医療・福祉サービスを提供する場所との送迎を行います。	一般の公共交通機関を利用することが困難な高齢者または心身に障がいのある方	
軽度生活援助サービス	炊事、洗濯、掃除、買い物などの軽易な日常生活援助を行います。	要介護認定を受けていないおおむね65歳以上の一人暮らしや高齢者世帯で、日常生活の援助を必要とする方	
訪問理美容サービス	在宅で散髪などの理美容サービスを提供します。	在宅で寝たきり、認知症および虚弱な高齢者および障がいのある方で、一般の理美容院に出向くことが困難な方	
生活管理指導短期宿泊	1週間程度、養護老人ホームなどにおいて、日常生活の指導や体調管理を行います。	基本的な生活習慣が欠けていたり、社会への適応が困難な方（おおむね65歳以上の介護保険の対象とならない方）	
介護用品の支給	紙おむつ、尿取りパッドなどの購入にかかる介護用品代を助成します。	介護保険の要介護認定において、要介護4または5に認定された方を在宅で介護されている住民税非課税世帯の方	年額 75,000円 以内

家族介護慰労金	在宅で介護されている方に慰労として支給します。	寝たきり老人・認知症老人およびこれに準ずる寝たきり老人・準ずる認知症老人の高齢者で介護保険のサービスを利用せず在宅で6カ月以上介護している住民税非課税世帯の方	寝たきり・認知症老人 月額 30,000円 準寝たきり・準認知症老人 月額 15,000円
		要介護度4または5の状態に認定された方を介護保険のサービスを利用しながら在宅で6カ月以上介護している住民税非課税世帯の方	年額 80,000円
緊急通報システム設置	一人暮らしなどの高齢者に対し、急病・災害などの緊急時における迅速かつ正確な対応ならびに不安・孤独感の解消を図り、近隣住民などの協力体制を確保します。	おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者等	通話料のみ自己負担。設置費用およびリース料は市負担とする。
生きがい活動支援通所事業	公民館などを利用して趣味活動や創作活動、レクリエーションなどの活動を行います。	おおむね65歳以上の家に閉じこもりがちな方で、介護予防が必要な方（介護保険の認定者は除きます）	自己負担あり 開催場所（施設）により異なります。
日常生活用具給付事業	日常生活用具（電磁調理器など）を給付または貸与することにより日常生活の便宜を図ります。	おおむね65歳以上であって心身機能の低下に伴い防火などの配慮が必要な在宅の一人暮らし高齢者または高齢者世帯	所得階層に応じて自己負担あり

※一部の地区においては、サービスが受けられない場合がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

●南丹地域包括支援センター

南丹地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者の皆さんを、介護、健康、医療などさまざまな面から総合的に支えるために設けています。皆さんがいつまでも健やかに住み慣れた地域で生活していただけるよう、高齢者の皆さんの心配なことや困ったことなどの相談窓口として地域包括支援センター（TEL 0771-72-0214）を積極的にご利用ください。

介護保険 問合せ先／本庁 高齢福祉課 各支所 健康福祉課

●加入対象者

40歳以上の全ての方が加入します。加入者（被保険者）は年齢によって、次の2つに分かれます。

区分	対象年齢	受給対象者	被保険者証の交付
第1号被保険者	65歳以上の方	南丹市の「要介護・要支援認定」を受けた方（要介護者・要支援者） ※介護が必要になった原因は問われません。	65歳になられた月に交付されます。（誕生月が1日の場合には前月に交付） ※特に手続きは必要ありません。

第2号被保険者	40歳から64歳までの医療保険加入者	介護保険で対象になる病気（特定疾病）が原因で介護が必要になった方で、南丹市の「要介護・要支援認定」を受けた方	第2号被保険者の方は、要介護認定を受けた方と保険証の交付申請を行われた方に交付されます。
---------	--------------------	--	--

●介護保険料の納め方

被保険者の区分	納付方法	
第1号被保険者	特別徴収	老齢（退職）年金・障害年金・遺族年金が年額18万円（月額1万5千円）以上の方。年6回の年金から直接差し引かれます。
	普通徴収	<ul style="list-style-type: none"> ・老齢（退職）年金が年額18万円未満の方 ・老齢福祉年金のみ受給されている方 ・年度の途中で65歳になられた方 ・他の市町村から転入された方 これらに該当される方は、市から送られる納付書または口座振替で納めていただきます。
第2号被保険者（40歳～64歳の方）	加入されている医療保険の算定方法によって決まります。医療保険の保険料に上乗せして納めていただきます。	

●介護保険サービスを利用するための手続き

介護サービスを利用するには申請をしていただき、介護が必要であると認定される必要があります。申請は、本人や家族、介護保険施設などに代理でもらうこともできます。

高齢福祉課または最寄りの各支所健康福祉課へ「認定申請書」・「介護保険被保険者証」・「主治医意見書」を提出し、申請してください。

●利用できる介護サービス

要支援・要介護状態と認定された方は、介護保険サービスを受けることができます。

「要支援1～2」「要介護1～5」の要介護度別によって受けることができるサービスや利用者負担額は異なりますので、詳しくは高齢福祉課または各支所健康福祉課へお問い合わせください。

●資格関係の届け出

こんなとき	必要な手続き	
	要介護認定を受けていない方	要介護認定を受けている方
転入されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・住民異動届 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民異動届 ・認定申請書の提出 ・受給資格証明書の提出 ※転入後14日以内に届け出をしてください。15日を過ぎますと再度認定申請を行う必要があります。
転出されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・住民異動届 ・被保険者証の返還 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民異動届 ・被保険者証の返還 ・受給資格証明書の交付手続き
死亡されたとき		<ul style="list-style-type: none"> ・住民異動届 ・被保険者証の返還
氏名、市内での住所が変わったとき		

●生活保護

生活保護は、憲法の理念に基づき生活に困っている方に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その世帯の自立を助長する制度です。病気・失業などのために、日常生活が困難となり資産・各種援助制度などを活用しても最低限度の生活を維持することができない世帯に、健康で文化的な生活ができるように援助を行います。

生活保護は、自分の収入、資産、各種援助制度などを活用しても最低限度の生活を維持できないときに、その方に必要なお金や物品を支給します。

保護の種類	保護の範囲
生活扶助	衣食その他、日常生活に必要な費用（飲食物、光熱、衣料、寝具、移送費など）
教育扶助	義務教育に必要な費用（教科書、学用品など）
住宅扶助	家賃、地代、住宅の維持・補修に必要な費用
医療扶助	診療、治療費、薬代など、病気の治療などに必要な費用
介護扶助	介護などに必要な費用

●その他の福祉関係諸制度

■技能習得資金

経済的な理由により技能取得が困難な方が、各種学校や訓練校で技能を修得する場合、入所支度金を支給します。

■高等学校奨学金

低所得の母子・父子世帯などの高校生に対し、奨学金や入学支度金を支給します。

■就職助成金

低所得世帯の児童で、中学校を卒業・高等学校などを卒業または退学して就職する方を対象に支度金を支給します。

●生活福祉資金貸付

低所得世帯や、高齢者、障がい者のいる世帯への福祉援助を目的に、社会福祉協議会が窓口となって資金の貸付けを行います。

資金の種類	資金の内容	受付窓口
くらしの資金	くらしの不安定な世帯に対し、経済的独立と生活意欲の促進を図るため、8月および12月に10万円以内で貸付を行います。	南丹市社会福祉協議会
更生資金	生業を営むために必要な資金	
障害者更生資金	障がいのある方が生業を営むために必要な資金	
福祉資金	結婚や出産、また障がいのある方の車の購入などに必要な資金	
住宅資金	住宅の増改築に必要な資金	
修学資金	高校、大学、専門学校などに入学するために必要な資金	
災害援助資金	災害を受けた方が自立更生するために必要な資金	
療養、介護資金	疾病などの療養および介護サービスを受けるために必要な資金	
小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に必要な資金	
離職者支援資金	失業により生計維持が困難になった世帯に対し、再就職するまでの生活に必要な資金	
長期生活支援資金	不動産を担保として、現住所に住み続けながら自立をするための生活に必要な資金	

●生活支援サービス

項目	内容	対象者	負担額・助成額
心配ごと 相談事業	生活や福祉の悩みなど日常生活上の困りごとの相談を相談対応者が一緒になって、問題解決に向けて対応します。 (相談対応者) 行政相談員、民生児童委員、人権擁護委員、弁護士など	暮らしや住まい、家族、健康、医療など日常生活上の相談を希望される方	無料